

消 防 危 第 2 9 号
平成 2 1 年 2 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正に伴う協力依頼について

再生可能な生物由来の有機性資源を利用した燃料であるバイオマス燃料（以下「バイオマス燃料」という。）については、「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）」により、政府としてその利活用の推進を図ることとされ、消防庁においても、本年度バイオエタノールを 10% 含有したガソリン及びバイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）の安全対策の確保に係る検討を行っているところです。

こうした中、バイオマス燃料の適正な品質の確保を目的に、バイオマス燃料を揮発油に混合する事業者の登録義務及び品質確認義務等を課した「揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 48 号）」（以下「改正品確法」という。）が平成 20 年 5 月 30 日に成立し、平成 21 年 2 月 25 日から施行されました。

今般、経済産業省から、改正品確法の確実な執行を図るため、別添 1 のとおり「都道府県消防防災主管部局及び市町村消防本部との連携について」を各経済産業局に通知したことの情報提供とともに、当職あてに別添 2 のとおり協力依頼がありました。

つきましては、改正品確法の確実な執行は、バイオマス燃料に関する危険物保安の確保に資すると考えられることから、貴職におかれましては、下記の事項に該当する場合には、速やかに所管の経済産業局に連絡するとともに、必要に応じて、当該経済産業局と情報交換を密にさせていただくようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 ガソリンとエタノール、ガソリンとE T B E (エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) 若しくは軽油とB D Fの混合油を製造、貯蔵若しくは取扱う施設の許可申請又は届出がなされた場合
- 2 立入検査等で上記1の混合油の製造、貯蔵又は取扱いの事実を新たに把握した場合

(連絡先)

消防庁危険物保安室

明田・妙中

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

各経済産業局石油課御中

都道府県消防防災担当部局及び市町村消防本部との連携について

平成21年2月25日
資源エネルギー庁石油流通課

本年2月25日から揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）の改正法が施行されることから、各経済産業局石油課におかれましては、必要に応じ、各都道府県消防防災担当部局及び各市町村消防本部と連携を行い、関係法令の確実な執行を図るようお願いいたします。

具体的内容：

1. 危険物取扱いに係る安全性を確保するため、以下について、各都道府県消防防災担当部局及び各市町村消防本部に、速やかに情報提供をされるようお願いいたします。
 - ①品確法第12条の4第1項に基づく揮発油特定加工業者又は品確法第12条の11第1項に基づく軽油特定加工業者の登録がなされた場合に、当該特定加工業者の登録情報について
 - ②経済産業局石油課による立入検査又は（社）全国石油協会による試買分析等により、石油製品が強制規格等に適合しないことが確認された場合（例：灯油又は軽油の引火点が著しく低い（摂氏21度未満）ことや、水分の混入が把握された場合）に、当該事実について
2. 1の他、品確法の確実な執行を図る観点から、必要に応じ各都道府県消防防災担当部局と情報交換を密にさせていただきようお願いいたします。

平成 21 年 2 月 25 日

総務省消防庁危険物保安室長 殿

揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正に伴う協力依頼について

経済産業省資源エネルギー庁
石油流通課長

本年 2 月 25 日から揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）の改正法が完全施行されることから、品確法の確実な執行を図るため、別添のとおり各経済産業局石油課に対して通知したところです。

貴職におかれましては、下記のような協力が得られるよう関係都道府県及び市町村に対して適切なお助言方よろしくお願いします。

記

1. 次に掲げる場合における、所管の経済産業局への速やかな情報提供

- ① ガソリンとエタノール、ガソリンと ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）又は軽油と BDF の混合油を製造、貯蔵若しくは取扱う施設の許可申請又は届出がなされた場合
- ② 立入検査等で上記①の混合油の製造、貯蔵又は取扱いの事実を新たに把握した場合

2. 上記 1 の他、品確法の確実な執行を図る観点からの、必要に応じた所管の経済産業局との密な情報交換

揮発油等の品質の確保等に関する法律の概要

平成 21 年 2 月
資源エネルギー庁
石油流通課

I. 法律の趣旨

- ・自動車の安全性及び排ガス性状などを確保し、消費者の利益を保護する観点から、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」において、石油製品（揮発油、軽油、灯油、重油）の品質規格を規定。
- ・品質規格に適合しない石油製品の販売を禁止するとともに、生産業者、輸入業者に品質確認義務、揮発油販売業者に登録義務・品質分析義務を課している。
- ・平成 21 年 2 月 25 日以降、石油製品と石油製品以外を混和して揮発油、軽油を生産する業者（特定加工業者）についても、登録・品質確認義務が課せられる。

II. 規制の対象

1. 規制対象となる石油製品
 - ・揮発油、軽油、灯油、重油、これらに準ずる炭化水素油
 - ・炭化水素油：炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。
2. 規制対象となる者
 - ・揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者
 - ・揮発油、軽油、灯油、重油の生産業者及び輸入業者等
 - ・揮発油特定加工業者：エタノール又は ETBE（エチル・ターシャリ・ブチル・エーテル）と石油製品を混和して揮発油を生産する業者
 - ・軽油特定加工業者：脂肪酸メチルエステルと石油製品を混和して軽油を生産する業者

III. 主な規制の概要

1. 揮発油等の生産業者、輸入業者
揮発油等を生産・輸入し、販売、消費する際に品質規格に適合していることの品質確認義務
→違反した場合、指示（指示違反の場合は、公表）
→罰則（懲役、罰金）
2. 販売業者（揮発油、軽油、灯油、重油を販売する者）
 - ①揮発油販売業の登録義務（揮発油以外の石油製品を販売する者は届出義務）
→違反した場合（無登録での揮発油販売業）は、罰則（懲役、罰金）
 - ②揮発油の分析義務
揮発油販売業者に対し、原則「10日に1回」販売する揮発油が揮発油規格に適合していることの品質分析義務。一定の要件を満たした場合は、「品質維持計画」の認定を受けることにより、分析頻度を軽減することが可能。
→品質分析義務違反した場合、6ヶ月以内の事業停止命令が可能
→命令違反の場合、罰則（懲役、罰金）、登録取消しが可能

- ③強制規格に適合しない揮発油、軽油、灯油、重油の販売禁止
 - 違反した場合、指示（指示違反の場合は、公表）
 - 6ヶ月以内の事業停止命令が可能
 - 命令違反の場合、罰則（懲役、罰金）、登録取消しが可能
 - 罰則（懲役、罰金）

3. 特定加工業者（揮発油特定加工業者、軽油特定加工業者）

- ①特定加工業の登録義務
 - 違反した場合（無登録での特定加工業）は、罰則（懲役、罰金）
- ②特定加工した揮発油等を販売、消費する際に品質規格に適合していることの品質確認義務
 - 違反した場合、指示（指示違反の場合は、公表）
 - 6ヶ月以内の事業停止命令が可能
 - 命令違反の場合、罰則（懲役、罰金）、登録取消しが可能
 - 罰則（懲役、罰金）

IV. 石油製品の品質規格（強制項目）

揮発油

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001 質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7 体積%以下	環境(大気汚染防止)
含酸素分	1.3 質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1 体積%以下	健康被害防止
灯油	4 体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
エタノール	3 体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg/100ml 以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

軽油

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001 質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45 以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状 (90%留出温度)	360°C以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.001 質量%以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエステル	0.01 質量%以下	エンジントラブル防止
	5 質量%以下(※)	
(※)メタノール	0.01 質量%以下	エンジントラブル防止
(※)酸価	0.13mgKOH/g 以下	エンジントラブル防止
(※)ぎ酸、酢酸及び プロピオン酸の合計	0.003 質量%以下	エンジントラブル防止
(※)酸価の増加	0.12mgKOH/g 以下	エンジントラブル防止

(留意点) 脂肪酸メチルエステルが0.1%を超え、5%以下の場合は「※」の項目も満たす必要がある。

灯油

硫黄分	0.008 質量%以下	環境(大気汚染防止)
引火点	40°C以上	消費者安全の確保
セーボルト色	+25 以下	ガソリンとの誤使用防止

重油

硫黄分	4.5 質量%以下	環境(大気汚染防止)
無機酸	検出されない	動カトラブル防止

適切なバイオ混合燃料の使用で安心・安全の実現を!

《安心・安全なバイオ混合燃料の確保・普及のための、
改正揮発油等の品質の確保等に関する法律(改正品確法)のご案内》

バイオ燃料と

ガソリン・軽油を混合し、自動車燃料として販売・消費する方に、
事業者登録と品質確認が義務づけられます。

■下記に該当する方は、特定加工業者として新たに品確法上の義務がかかります。

ガソリン

と

エタノール又はETBE^{注1)}

を自動車燃料用に混合する方は、
「特定加工業者」^{注3)}として義務が
かかります

軽油

と

脂肪酸メチルエステル^{注2)}

注1) ETBEとは、エチル・ターシャリ・ブチルエーテルの略で、バイオエタノールと石油系ガスのイソブテンを合成したものです。

注2) 脂肪酸メチルエステルとは、廃食用油、パーム油等の植物性油に化学処理(メチルエステル化)を行い、軽油に近い物性に変換したものです。いわゆる「バイオディーゼル燃料」。

注3) 「特定加工業者」とは、法人・個人にかかわらず、事業として反復継続して混合を行う方です。

■特定加工業者には、平成21年2月25日より、以下の事項が義務づけられます。

事業者登録の義務

- ガソリンとエタノール又はETBE、軽油と脂肪酸メチルエステルを混合する方(「特定加工業者」)は、**事業開始前に、事業者登録が必要**となります。
- 登録にあたっては、適切な混合を行い得る設備を有していること、過去の違反歴の有無等が要件となります。
- 登録は、平成20年11月25日より、**混合する場所を管轄する経済産業局で受け付けています**のでお問い合わせ下さい(連絡先は裏面を参照)。

品質確認の義務 ～自ら消費する場合も対象です～

- 特定加工業者は、バイオ混合燃料を自動車燃料として販売又は自ら消費するときに、その**品質が品確法に規定するガソリン又は軽油の強制規格(※)に適合していることを事業者自ら又は分析機関に委託して確認することが義務づけられます**。
- バイオ混合燃料を自ら消費する場合も**、不適切な燃料の使用による自動車の不具合により他者を傷つけたり、大気汚染を引き起こしたりするおそれがあることから、**品質確認が義務づけられます**のでご注意ください。

※品確法の強制規格では、バイオ燃料の混合上限を定めていますので、遵守して下さい(強制規格は裏面を参照)。

エタノール	3体積%以下(いわゆる「E3」)
ETBE	約8.3質量%以下
脂肪酸メチルエステル	5質量%以下(いわゆる「B5」)

※登録・品質確認義務違反は行政処分・罰則の対象となります

■ガソリンの強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
含酸素率	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg/100ml以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

■軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエステル	0.1質量%以下 5質量%以下(*)	エンジントラブル防止
*メタノール	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
*酸価	0.13mgKOH/g以下	エンジントラブル防止
*脂肪酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003質量%以下	エンジントラブル防止
*酸価の増加	0.12mgKOH/g以下	エンジントラブル防止

脂肪酸メチルエステルが0.1質量%を超え、5質量%以下の場合には、「*」の項目も満たす必要がある。

■その他留意事項

高濃度使用の問題点

- エタノール、ETBE、脂肪酸メチルエステルをガソリン・軽油と強制規格を超えて高濃度で混合し自動車燃料として販売、消費することは、品確法違反となります。
- 脂肪酸メチルエステルを軽油と混合せずに使用する場合(いわゆる「B100」)の安全性、排ガス性状は確認されておらず、不具合事例も見られますので、品確法の軽油の強制規格に適合した混合燃料(B5)での使用をお願いします。やむを得ず、B100での使用を行う場合には、国土交通省が定める「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を遵守して下さい。

製造・利用に当たっての関係法律手続き

バイオ燃料の製造や自動車燃料への利用に当たっては、品確法のほか、関連する法律手続きの必要性の有無を確認し、適切な対応をお願いします。

- ※危険物の取扱いに当たっての手続き(消防法、市町村の火災予防条例)
- ※税法上の手続き(揮発油税、軽油引取税) 等

手続きに関する詳しい内容は、所管の消防署、税務所などにお問い合わせ下さい。

品確法に関する詳しい内容は、資源エネルギー庁の品確法ホームページをご覧ください。
<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>

法律改正内容(改正法、改正政令、改正省令の概要)、特定加工業の登録申請の手引き、総合資源エネルギー調査会石油分科会バイオ燃料の品質確保に関する小委員会資料、国土交通省が定める「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」などが入手できます。

お問い合わせ窓口

資源エネルギー庁 石油流通課 03-3501-1320

北海道経済産業局 石油課	011-709-1788	[管轄：北海道]
東北経済産業局 資源・燃料課	022-215-9245	[管轄：青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島]
関東経済産業局 石油課	048-600-0368	[管轄：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡]
中部経済産業局 石油課	052-951-2781	[管轄：岐阜、愛知、三重、富山、石川]
近畿経済産業局 石油課	06-6966-6044	[管轄：福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山]
中国経済産業局 石油課	082-224-5715	[管轄：鳥取、島根、岡山、広島、山口]
四国経済産業局 石油課	087-811-8536	[管轄：徳島、香川、愛媛、高知]
九州経済産業局 石油課	092-482-5476	[管轄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島]
沖縄総合事務局 石油エネルギー対策統括官室	098-866-1757	[管轄：沖縄]